

河川整備基本方針と河川整備計画

平成9年に改正された「河川法」では、「荒川水系工事実施基本計画」に代り、今後、河川を整備・維持管理していくにあたっては、河川の整備について、長期的な目標となる洪水の流量など基本的な事項を定めた「河川整備基本方針」と、今後概ね30年後を目標に地域の特性や歴史・文化なども考慮した荒川にふさわしい姿を記した具体的な「河川整備計画」を定めることとされている。

新

制

度

工

本

計

画

河

Ш

整

備

基

本

方

針

持

河

事 内容→基本方針、基本高水、計画高水流量等 実 主な河川工事の内容 施 基

工事実施基本計画 の案の作成

意見

河川審議会 (一級河川)

河

Ш

備

計

画

工事実施基本計画 の決定

内容→基本方針、 基本高水、計画高水流量等

河川整備基本方針 の案の作成

意見

河川整備基本方針 の決定/公表

社会資本整備 審議会

(一級水系)

都道府県河川 審議会

(二級水系)

都道府県河川審 議会がある場合

内容→河川整備の目標、 河川工事、河川の維持の内容

> 原案 意見 学識経験者 意見 公聴会の開催等に

河川整備計画 の案の決定

地方公共団体の長

よる住民意見の反映

河川整備計画 の決定・公表

意見

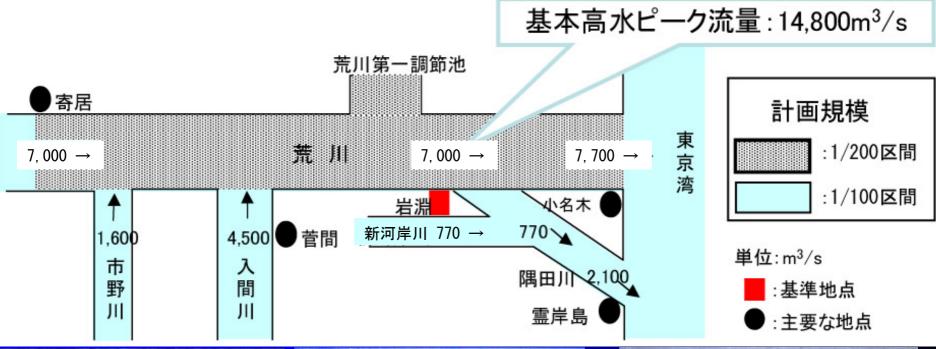
荒川流域の概要

荒川流域位置図



流域内人口:約930万人 流域人口密度:約3,100人/km2 流域内市区町村:79市区町村

災害発生の防止または軽減







堤防 横堤 古荒川 広大な河川敷 堤防 荒川

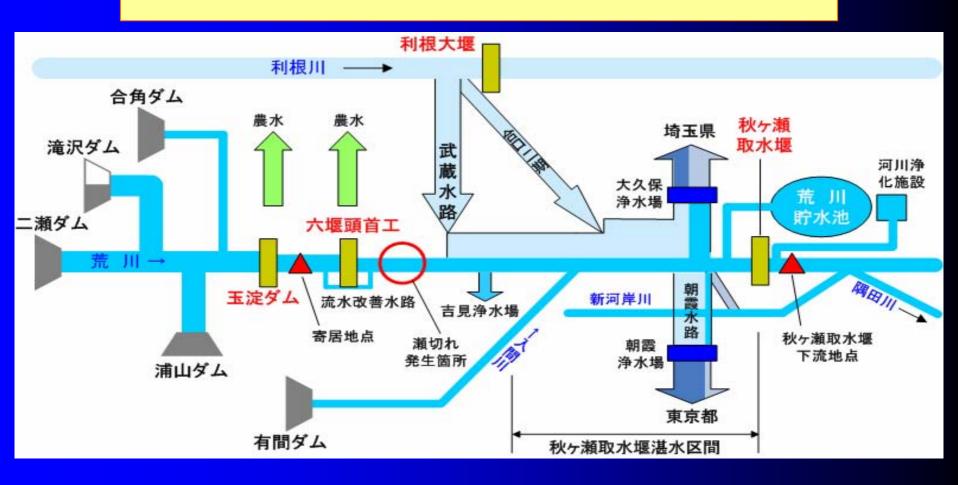
二瀬ダム

荒川第一調節池

中流部に存在する広大な河川敷

河川の適性な利用及び流水の正常な機能の維持

関係機関と調整しながら広域的かつ合理的な水利用の促進水資源開発施設とそのきめ細やかな 運用などにより、必要な流量を確保する。



河川環境の整備と保全

- •良好な生態系を育む河川環境の保全•再生を図る
- ・上流から下流までの動植物の生息・生育環境の連続性の確保
- 多様性のある水際環境及び湿地環境等の整備や保全
- ・水系を骨格として、流域に広がる自然環境を結ぶエコロジカル ネットワークづくりに努める
- ・市民団体の交流・活動を支援し、地域住民と連携した川づくりを 推進



三ツ又沼ビオトープの保全管理

(荒川水系河川整備基本方針(案)より抜粋)

河川環境の整備と保全

中流部

- コアジサシ・イルカチドリ等の営巣場となる砂礫河原の保全
- ・アユ等の産卵・生息場となる瀬と淵の保全
- ・ミドリシジミ等が生息するハンノキ等の河畔林の保全・再生
- ・多様な動植物が生息・生育する旧流路及び湿地等の保全・再生

(荒川水系河川整備基本方針(案)より抜粋)

